

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二九〇四 電話・FAX(03)3299-5367

郵便振替 〇〇一〇〇―九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

くもくご

■巻頭言■

「誤りから脱却しよう」

原野人……2

〈特集〉混迷の度を深める「普遍主義」 佐々木一雄

資本家階級に子ども手当は必要か ……3

憲法第二十五条と資本家の基本的人権 ……8

日弁連は「普遍主義者」か? ……12

共産党・社民党は「普遍主義者」か? ……15

平等幻想の再生産 ……16

党の具体的金銭給付政策の問題点 ……18

編集部だより ……22

旬刊社会通信

NO.1304 二〇二〇年一月一五号

二〇二〇年一月一五日発行
(毎月一日・一五日二回発行)

誤りから脱却しよう

指導部の中には、いまだに「一人ひとりには給付を受ける権利において平等である」と。選別（限定）主義から所得制限のない普遍主義、を理念（指針）とした社会保障制度の具体化「めざす人がいるらしい」。

社会保障制度とは困窮者を救済して誰もが人間的な生活を営むことを保障するための制度である。資本家階級にも普遍主義的に平等な給付を受ける権利を保障しようなどとするものではない。真理は繰り返せ、という格言に倣って、くりかえそう。

マルクスは次のように説明して、上記指導部の主張の間違いを鮮明にしている。

「社会的富、機能する資本、その増加の大きさと精力、したがってまたプロレタリアートの絶対的大きさとその労働の生産力、これらのものが大きくなればなるほど、産業予備軍も大きくなる。資本の膨張力が発展させられるのと同じ原因によって、利用されうる労働力が発展させられる。したがって、産業予備軍の相対的大きさは、富の諸力とともに増大する。しかしまた、この予備軍が、現役労働者軍に比して大きくなればなるほど、その窮乏がその労働苦に（逆）比例する固定的過剰人口が、ますます大量となる。最後に、労働者階級の極貧層と産業予備軍とが大きくなればなるほど、公認の被救護貧民もますます増大する。これが資本主義的蓄積の絶対的一般的法則である。」（『資本論』岩波文庫版③229〜230頁）

資本の蓄積とともに、産業予備軍が大きくなる。予備軍が現役労働者軍に比して大きくなればなるほど、労働苦に比例して窮乏化が進む固定的過剰人口がますますふえる。労働者階級の極貧層と産業予備軍が大きくなるほど公認の被救護貧民もますます増大する。今日のワーキングプアとは、ほとんどが非正規労働者であり、労働者階級の極貧層であるが、半失業者であり、なかば産業予備軍に属するといつてよい。

社会保障制度がどのような人々を対象にどう改善されるべきかは明らかであろう。この資本主義的蓄積の絶対的一般的法則は、内外の労働者階級の闘いの前進・後退など情勢の変化によって貫き方に違いが現れ、紆余曲折は経るが、収奪者（独占資本）が収奪されるまでは、消滅することはない。空想的社会主義に逆戻りしてはならない。

労働の搾取と被搾取で成り立つ資本家階級と労働者階級の間に「普遍主義」だとか「給付を受ける権利の平等」などというものはない。日本では人口の0・1%にも満たない独占的大資本家を頂点とする1%ほどの資本家階級の手中には、8千兆円を超える搾取され蓄積された資本があり、労働者階級には窮乏が蓄積されている。この格差と貧困を少しでも改善し、健康で文化的な最低限度の生活を保障すべきものであつて、資本家階級から高い累進課税を徴収してこれに当てるべきものである。だがいかに累進税率を上げようが、搾取をゼロにして格差や貧困を解消することは不能である。

現実には主として現役労働者軍（や退役軍）から徴収（追加搾取）した税金や保険料がこれに当てられるが、「所得制限のない普遍主義」をもって、資本家階級にさえも給付すべきなどというものではない。「盗人に追い銭」は不要である。

こうしたことを具体的に詳しく説明した佐々木論文を味読されたい。（原野人）

資本家階級に子ども手当は必要か

― 混迷の度を深める「普遍主義」(一) ―

一、経過

参議院選闘争が終わり、新社会党内部では、党の社会保障政策の在り方をめぐって三度目の討論が始まろうとしている。

BⅠ とつぜんの提起 まず経過を簡単に整理しておこう。この討論のそもそものはじまりは、一昨年の党大会であった。執行部がベーシックインカム(BⅠ)基礎的生活給付」という耳慣れない概念を唐突に持ち出して、これこそがこれからの社会保障政策だと言いだしたのである。このベーシックインカム、具体的にはどういう内容かという点、「金持ちにも貧乏人にも」、つまり国民の一人ひとりに対して無差別に「月額十数万円程度を給付」する、というものである。ちよつぴりむずかしく、理念的なかたちで言い直せば、社会保障政策を「選別主義」から「所得制限のない普遍主義」へと転換させていく、ということであるらしい。そして、これを次回大会において党の「中期政策」の「補強」というかたちで採用していこう、と提案してきたのである。

疑問 反対意見続出 しかし、党員の多くから疑問や反対意見が続出した。その内容は多岐にわたったが、底に流れていたのは、「なぜ金持ちに対してまで貧乏人と平等な給付を行わなければならないのか」という、素朴かつ真つ当な階級的反感である。結果、採決は見送られ、執行部は次回大会(昨年度大会)では議案の出し直しを余儀なくされた。

だが、出し直された議案に対しても、多くの党員は納得しなかった。たしかに執行部は、ベーシックインカムについては「今後の研究課題」という位置づけに「後退」させてみせた。だがそれに代えて、執行部からは、「憲法の社会権条項」を党が「一人ひとりの権利」として政策的に「具体化する」にあつての「基準」なるものが提案され、そのなかに「一人ひとりには給付を受ける権利において平等である」なる文言が含まれていたのである。一見して明らかのように、これは、社会保障政策を「選別主義」から「普遍主義」へと転換させるということである。そしてその先にあるものこそ、ベーシックインカムの導入にほかならない。いったんこの「基準」が「基準」として認められてしまえば、ベーシックインカムを党の政策として採用するに際しての一切の障害が消滅する。そしてまた、このようにして障害を消滅させるための、ただそのためのだけの「基準」の制定であることは明白である。

再提案 執行部の再提案は実に奇妙なものである。いわば、道路の建設計画が騒音の発生に反対する住民運動によって頓挫したにもかかわらず、「再提案だ」と称して、「まずは道路を建設しましょう、ただし実際にそこを通行できるようにするかどうかはみなさんといっしょに『今後の研究課題』にさせていただきます」、と言い出すようなものである。こうした「再提案」が通ると本気で思っているなら、そのおめでたさは相当なものであると言わなければなるまい。この場合、あり得るギリギリの再提

案は、(自らのメンツは保ちたいが住民とも対話できる関係は維持したいというのであれば)建設するかどうかも含めて「今後の研究課題」とするということ以外にはないだろう。もつとも、それで住民側が納得するかどうかはまったくの別問題である。

結局、執行部の再提案はまたもや多くの党員の反対にあい、再び採決は見送られた。だが執行部は、再提案の「取り下げ」を求める代議員の要請に対しては頑として応じず、「来年度の大会では必ず採決する」と息巻き、断固として譲ろうとしなかった。そしてその状態のまま、前回大会(昨年度大会)は終了した。

以上がここまでの経過である。

二、再提案「普遍主義」

金持ちにも なぜ執行部は、「普遍主義」やらベーシックインカムにここまでこだわるのであるうか。様々な文書を読み解くかぎり、その主張の柱は、およそ次のようなものである。すなわち、現代の新自由主義的な資本主義の展開により、ワーキングプアや職にすらつけない貧困層がますます増大しているが、これらの人々は労働組合も持たず、また必要な社会保障を受けようとしても、現行の選別主義的な社会保障政策では申請や受給に当たっての財産調査などでさまざまな差別・いやがらせ・恥辱感が伴うがために、多くの受給漏れが生じてしまっている、こうした事態をなくすためには、財産調査なしに、金持ちにも貧乏人にも無条件で一律的な給付を行うしかない、そうすれば、受給漏れもなくなり、恥辱感を与えることもなく、必要な人々に必要な社会保障が行きわたるようになる、云々。

三つの論点 またこれに付随して、主には反対派への反論というかたちで、概ね以下三点に集約されるような主張も展開されているようである。

(1)金持ちに対しても貧乏人と同じ「給付」をすることになるが、そうした「不公平」については金持ちから税金で多く「負担」させればよい。すなわち、「給付」だけを取り出して議論するのではなく、「負担」(応能負担)もセットで議論すればよい。

(2)憲法の保障する「基本的人権」は「すべて」の国民に保障されたものであり、所得や財産が多いか少ないか等を理由に差別や制限をしてはならない。「普遍主義」的な社会保障制度は憲法の要請するものであり、この点は共産党・社民党・日弁連(日本弁護士連合会)も一致している。資本家階級(搾取階級)であることを理由に社会保障給付を制限することは立憲主義に反することである。

(3)現在でも、すでに憲法第二六条にもとづいて義務教育については金持ちにも貧乏人にも平等に「無償」となっている。また党も、中期政策のなかで、医療や介護については「基本的に公費でまかなう」とし、定額基礎年金については受給資格を「居住期間」のみとしてきたのであって、それら主張を掲げるに際しては、金持ちであるか貧乏人であるかを一切区別していない。すなわち、「普遍主義」は憲法ならびに党の中期政策に基づいた主張であり、それに反対することは憲法と党の中期政策に反対することである。

以下、今しがた「付随的」として整理した三点を中心に検討を行なっていこう。ま

た、最初に「柱」として整理した執行部側の主張については、終わりの方で触れていく。

三、批判 「金持ちに負担させればよい」

まず、第一点目の主張(反対派への反論)、すなわち、金持ちに対して「給付」をしたとしても、その分以上に税金を「負担」させればよいではないか、という主張について検討してみよう。

現在、この主張を、具体的な数字も交えながら精力的に展開しているのは、執行部において総務局長の要職を務める千葉雄也氏である。

氏は次のように主張される、すなわち、民主党政権が導入しようとした所得制限のない子ども手当(すべての子どもに月額二万五千円≡年額三十万円)については批判もあつたが、「私たち」が主張しているように、所得税率を当面八九年時に戻せば、課税所得一千万円の人に対しては所得税が現在よりも三十四万六千円増えるはずで、そうなれば、この高所得者に対しては、子ども手当が年間三十万円「給付」されたとしても、それを上回る「負担」増が生ずるはずだ、このように、「給付」だけを分離して議論するのではなくて「負担」もセットで議論しなければならぬのであって、「給付と負担」を分離して議論する「一部」の「風潮」には「違和感」を覚える、云々。

さて、氏のこの議論は正当なものであるか。まずもって、細かい話で申し訳ないが、民主党政権が目指したのは子ども一人月額二万五千円ではなく二万六千円だったはずで、氏のいうところの高所得者への「給付」はもう少し多いはずだし、税率を戻すことによる高所得者の「負担」増の方はいうと、氏の計算よりは一万円少ないはずではなからうか。つまり、この高所得者の差し引き負担増は、氏のいう四万六千円ではなく、その約半分の二万四千円というのが本当であろう。

疑問 だが、こうした細かい話は脇に置くとして、率直に疑問に思うのは、わが党の先の大会における第四号議案(当面の重点政策)では「子ども手当」として「すべての子どもに月額三万円」を掲げているにもかかわらず、なぜわざわざ過去の他党(民主党)の要求金額をベースにして議論をするのか、ということである。ちなみにわが党が掲げようとしている月額三万円で計算してみよう。すると、氏の議論はたちどころに崩壊する。先の課税所得一千万円の高額所得者における「給付」増は年三十六万円となり、増税による年三十三万六千円の「負担」増を上回る新たな「給付」が生じることになる。増税によって「相殺できる」とした氏の議論は成り立たなくなるのである。つまり氏は、執行部の一員として「月額三万円」を提起しておきながら、それをベースにして議論したのではまずいことになるので、さりげなく数値を過去の民主党政権時代のものに入れ替えつつ、あたかも「負担増による給付増の相殺」が高所得者層において一般的に成り立つかのように議論を展開しているにすぎないのではあるまいか。それで党員を納得させられると思っておられるのだろうか、党員もなめられたものである。

また、世帯のモデル設定も極めて恣意的である。なぜ子どもが一人だけの世帯をモ

デルにして議論をするのだろうか。その理由もおそらくは簡単で、子どもを二人としたのでは「給付」が大幅に増えてしまい、増税による「負担」増ではどうても「相殺」できず、氏の主張が成り立たなくなってしまうからではあるまいか。月額三万円で成り立たないのはもちろんのこと、月額二万六千円であってもどうても成り立たない。ちなみに「児童のいる世帯の平均児童数」は「一・七一人」（厚生労働省「平成三十年度国民生活基礎調査」）である。モデル設定するのであれば、子どもの人数は二人とするのがより合理的であるはずだ。つまり、「世帯主の課税所得一千万円、配偶者は無職もしくはパート、子どもは二人」という世帯モデルである。

課税所得とは ここでいう課税所得というのは、たとえば給与所得者であれば、年収から、給与所得控除、社会保険料控除、基礎控除等を行なった後の金額をさす。それが一千万円というのは、年収ベースでいえば、ざっくり計算して約一千四百万円である。ちなみにこの年収は、資本家階級のうち、規模五百人以上一千人未満の企業の「監査役」ないしは「監査等委員」のそれにほぼ等しい。（人事院「平成二十九年民間企業における役員報酬（給与）調査」参照。）

資本家階級の下っ端クラスの年収とみていいだろう。そして、子ども手当を所得制限なしで給付したような場合には、所得税の税率を八十九年当時に戻したとしても、この資本家階級のモデル世帯においては増税分ではどうても相殺しきれないような「給付」の増が生ずる、というのが、ここでの計算結果から導かれる結論である。

補足 なお三点ほど補足する。

第一に、氏は、税率を八十九年当時に戻すことによる「負担」増については所得税によるそのみを取り上げ、住民税の「負担」増の方については触れていない。ざっと計算してみると、その金額は、課税所得一千万円の場合、年十九万三千円ほどになるが、それを加えたとしてもなお、今しがた示した計算の結論部分は維持される。

第二に、現在、児童手当については所得制限を上回る世帯についても特例給付として月額五千元が支給されている。したがって、これを前提して計算すれば、先の資本家階級のモデル世帯における給付の増え方は少なくなるが、そうであっても先の計算の結論部分は維持される。

第三に、追って述べるように、本稿は、高所得者に対する社会保障給付金の給付制限はあり得るとする立場であるが、この立場は、給付増が負担増を上回るケースにだけ特化したものではなく、逆の場合も含めた全般的なものである。したがって、ここまで行なってきた計算は、本稿にとって本質的な意味を持つものではまったくなく、ただ千葉氏の計算の恣意性を指摘し、党内討論を客観的なものにする一助としてこれを行なったにすぎない。

四、連合政府と所得制限

「憲法を生かす連合政府」の段階の社会保障政策において、金銭給付（児童手当等）の際の所得制限をどうするか、また現物サービス給付（医療等）の際の負担金をどう

するかといった問題については、さまざまなケースがあり得る。またそれぞれの給付ごとに複雑な歴史的経緯があることから、一律には進まないことも十分考えられる。

原則 まず原則をいえば、最低賃金等の大幅な改善とあわせて、強度の累進的な所得課税等が個人と法人に対して実施され、課税後に残る所得格差の解消が相当のレベルに達するようになるならば、所得制限を外す、あるいはサービス給付の際の負担を全面無償化する、ということは当然である。われわれの闘いの目標もそこにあるはずだ。

経過措置 だが、そこまで到達できない段階では、経過的措置として、高所得者に対する所得制限を残し、あるいはサービス給付の際の負担を求め、それによって浮いた財源で、低所得者に対する給付やサービスをさらに厚くしていくことだって当然あり得ることである。

また、所得制限を残す場合の残し方についても、いくつか段階を設けることもあり得る。たとえば子ども手当の例でいえば、三万円かゼロか、ではなく、労働者階級をはじめとした勤労諸階級の圧倒的多数には満額支給を確保しつつ、高所得者に対してはその所得段階に応じて、支給額を二万円、一万円、ゼロとする等である。また、所得制限が非常に低い段階から始まっているものについてはこれを緩めさせる闘いも重要である。たとえば、ひとり親世帯に支給される児童扶養手当の場合、満額（月額四万二千五百円）を受給できるためには、扶養する児童が一人であれば年収が百六十万円未満であることが条件となっているが、これについては大幅に緩めて引き上げなければならぬ。

また、さまざま歴史的経緯により、累進的な所得税等がなされないままで所得制限が先行的に撤廃される、あるいは無償化が実現されるということもある。社会保障とならんで基本的人権の構成要素をなす教育などがその例だ。憲法第二六条は、「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける」ことを国民の「権利」とするとともに、「義務教育は、これを無償とする」とした。「無償の公教育」をはじめてうたったのはフランス革命期の一七九一年憲法であり、「教育を受ける権利」を最初に明文化したのはロシア革命後のソ連邦憲法である。それは第二次大戦後の労働者階級の闘いの前進と発展により資本主義諸国にも広まった。資本家階級が一定の質の労働力を必要としたという事情もあるだろう。そうした歴史的経緯の中でのが国憲法の第二六条である。したがって連合政府の闘いは、ここを起点に、累進課税等の強化をはかりつつ、無償化をさらに大学等にまで広げていく、また、無償といながら全面的にはそうならない義務教育等をさらに改善させていくということが、その主たる内容となる。

連合政権の最優先課題 さらに、こうした所得制限撤廃や無償化が、時の政権の思惑に主導されてゆがんだ形で前に進むこともある。この十月からスタートした幼保無償化などはいいい例だ。保育料（市町村が決定）については、従前からすでに住民税非課税世帯については第二子から、生活保護世帯については第一子から無料であり、課税

世帯についても所得に応じた段階的な保育料の設定がなされていたわけであるから、最優先課題は一律無償化ではなく、待機児童や無認可保育所の放置を解消するための公立保育所の増設であり、また保育士の賃金・労働条件改善による安全で質の高い保育の実施にあったことは明らかだ。

一律無償化は、こうした最優先課題から国民の目をそらすために行なわれたのである。しかも財源には消費税の増税分を充てるという。したがって、こうした状況を引き継がれた連合政府は、消費税率を下げるとともに累進的な所得課税等を強化し、これを財源として、放置された最優先課題の解決に真つ先に取り組んでいくことが第一の任務となるだろう。

五、基本は連合政府の権力基盤

いずれどのような施策を採用するにしろ、肝心なことは、労働者階級からの支持とその組織をしっかりと固め、動揺する中間的諸階級をひきつけ、独占資本家階級と闘っていくということである。すべてはこの観点から検討され、吟味され、決めていかなければならない。

特にわれわれが肝に銘じておかなければならないのは、独占資本家階級に対する強度の累進課税のもとで、労働者階級や勤労諸階級に対する強度の「再分配」が行なわれるような「社会」というものは、あたかも独立した一つの「経済的社会構成体」であるかのごとく安定的に持続するものとして出現することは決してない、ということである。連合政権下の「社会」は、いうまでもなくいまだ資本主義社会であり、歴史の歯車を逆に回そうと死に物狂いで抵抗する独占資本家階級と、「強度の累進課税」と「強度の再分配」を掲げて勤労諸階級を結集しつつさらに前（社会主義）に進もうとする労働者階級との、激しい階級闘争の場となる。すべてを決するのは、革命情勢の成熟に対応できる労働者階級の「組織された力」である。

所得制限の撤廃というものは、それ自体を何かしらの「基準」に祭り上げ、原理主義的に追求すべきものでは決してない。そのようにしたがるのは、その先にベーシックインカムという夢を追う者の悲しき性（さが）である。

憲法第二十五条と資本家の基本的人権

― 混迷の度を深める「普遍主義」(二) ―

六、資本家（搾取をする者）に人権はあるか

次に、われわれが先に検討対象として挙げた第二点目を検討しよう。

第二点目というのは、金持ちと貧乏人とを区別しない「普遍主義」的な社会保障政策は、憲法が「個人」を尊重し「基本的人権」を「すべて」の国民に保障していることに基づく当然の帰結であって、共産党・社民党・日弁連とも一致した考え方である、したがって、「普遍主義」を否定することは、立憲主義そのものに反することであり、また各団体との共闘を困難にすることもある、という主張（反対派への反論）である。これら主張により、「反対派」は、憲法を理解できず、共闘を破壊する反立憲主

義者に仕立てあげられているわけである。

こうした執行部の主張に煽られ、党员の中には「憲法第二十五条をはじめとする基本的人權は、性別や職業などの違いはもろんのこと、所得や財産が多いか少ないか、あるいは金持ちか貧乏人か等々を理由に差別や制限はしてはいけないのです」などと断言する者まで現われた。そして執行部はといえば、これを持ち上げ、さらに煽り立てる。千葉氏は、「社会保障制度の原則」は「誰でも、社会の構成員なら対象になる」という「普遍主義的原則」であるとのたまひ、加藤晋介副委員長にいたっては『「普遍主義」は、私は当たり前と思っています。二十五条一項に『生存権』があります。・・・生存権というのは人權です。資本家に人權がないというのは、建前としても言えない。・・・権利である以上、資本家も外すわけにはいかない』（先の党大会の集約答弁）とまで言い出す始末である。

また、これら論者たち（以下「論者たち」と略記）によると、共産党・社民党・日弁連も同じ考えであるというのである。加藤副委員長は「日弁連も共産党も同じような考え方に立つ」と大声を張り上げ、他の論者たちもまたこれに雷同しながら、日弁連の決議やら基調報告やらからいろいろと紹介を試みつつ、「共産党や社民党、日弁連などは普遍主義的政策を掲げています」と論を展開する。

周知のように、加藤副委員長は弁護士という法律の専門家でもある。こうした専門家や日弁連が言っているとなると、いかにももつともらしく聞こえてくるが、はたして本当であろうか。

七、生活保護法と憲法第二十五条

おおいなる戸惑い　まず率直に告白させていただくと、実は本稿執筆に当たり、論者たちの論を何度か読ませていただいたが、「憲法第二十五条をはじめとする基本的人權は、性別や職業などの違いはもろんのこと、所得や財産が多いか少ないか、あるいは金持ちか貧乏人か等々を理由に差別や制限はしてはいけないのです」ということの意味（真意）がよくわからず、おおいにとまどった。

「憲法第二十五条をはじめとする基本的人權」というのは、おそらく、第二十五条から第二十八条にいたって規定されている「生存権」「教育を受ける権利」「勤労の権利」「労働基本権」といったいわゆる社会権のことだろう。このうちの後ろ三つについては「性別や職業などの違い」や「所得や財産が多いか少ないか、あるいは金持ちか貧乏人か等々を理由に差別や制限はしてはいけない」ということはわかる。わからないのは最初の「生存権」の保障にあたって「所得や財産が多いか少ないか、あるいは金持ちか貧乏人か」で「差別や制限」をしてはいけない、ということなのである。

生活保護法の規定　たとえば、論者たちもご存知のことと思うが**生活保護法**という法律があり、その**第一条**は次のようになってる。すなわち、「この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」

素直に読めばわかるように、ここで「憲法第二十五条に規定する理念に基き」保護すべき対象とされている「国民」というのは、「生活に困窮するすべての国民」であって、論者たちがいうような、金持ちも貧乏人も含めた「すべての国民」ではない。ここには明らかに「所得や財産が多いか少ないか」を「理由」にした「差別や制限」があり、「給付を受ける権利」における不平等がある。

生活保護法は憲法違反？ とすると、論者たちの憲法論によれば、生活保護法自体が明白な違憲ということになる。論者たちは生活保護法廃止闘争(ないしは第一条改正闘争)に決起しなければならぬだろうし、論者たちが「同じような考え方に立つ」としているところの共産党・社民党(論者たちも含めた旧社会党)・日弁連もまた、裁判闘争も含めた廃止(ないしは第一条改正)運動を展開してきたはずである。しかし法施行以来七〇年になるうかという現在にいたるまで、そのような話は聞いたこともない。

八、生活保護法をめぐる闘い

朝日訴訟 生活保護をめぐることは、さまざまな裁判闘争が展開されてきた。はじまりは「朝日訴訟」(一九五七年〜六七年)である。これは、厚生大臣の定める保護基準(最低生活費)が憲法の保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を満たしておらず、違憲であるとして争った闘いである。原告の朝日茂氏は共産党員であったが、**社会党・共産党・総評などの各団体が結集して「朝日訴訟中央対策委員会」**が組織され、全面的な支援体制がとられた。地裁では勝利し、高裁と最高裁では敗れたが、多くの人に勇気を与えた闘いであった。その後も保護基準をめぐることは、老齢加算や母子加算の廃止に関する裁判闘争が展開され、その過程では、母子加算の廃止措置を撤回させたりもした。また、二〇一三年以降のかつてない率での保護基準(最低生活費)の切り下げに対しては、全国各地で一〇〇〇人近くの原告が違憲訴訟を提起して闘っている。

また、「働けるはずだ」と決めつけて保護の申請を受理しないとか、保護費を切り詰めて貯めたわずかばかりの貯金を収入認定して保護費を減らすとか、身体障害者が通院のために使用していた自動車を処分するよう指導し、それに従わなかったことを理由に保護を廃止するとか、こうした申請権・受給権の侵害に対しても数多くの裁判が提起され、そのうちの少なくない事案が勝利した。そして厚生労働省も、実施要領等を変更せざるを得ないように追い込まれたのである。

これらはおしなべて、**生活保護基準(最低生活費)**が人間としての「必要」を満たすものとはなっていないことや、**保護を「必要」とする人々が受ける権利を侵害されて受けられない**であることを、**憲法第二五条違反として争ったもの**であって、論者たちには残念であるうかが生活保護法第一条が保護の対象者を「生活に困窮する」国民に限定し、**金持ちには道を閉ざしている**ことを取り上げて、これを**憲法二五条違反として争ったものではまったくない**。

日弁連の主張 では日弁連はどうだったであろうか。日弁連は二〇〇八年に「生活保護法改正要綱案」を発表し、また、二〇一九年にはそれを若干補正した「改訂版」を発表している。それらの内容を要約的に列挙してみれば、法律の名称を「生活保障法」

に変更して生活保護への誤解やステイグマ（恥辱感）をなくすこと、保護を申請させまいとする「水際作戦」を不可能にするために「申請権を侵害してはならない」ことを明記すること、保護開始決定前における扶養義務者への通知義務付け等を削除すること、保護の基準（最低生活費等）は厚生労働大臣が定めるのではなく国会で定めるようにして民主的コントロールを確立すること、収入が保護基準（最低生活費）の一・三倍未満であれば、資産がどれだけあるかを問うことなく、教育・住宅・医療・生業に限定した形ではあるが支援を行なうようにして、ワーキングプアが利用しやすく自立しやすい生活保護とすること、生活保護の捕捉率（要件該当者のうちだけが受給できているか）を定期的に調査・公表してその向上に努力すること、ケースワーカーの増員と専門性の確保、費用の全額国庫負担などである。

いずれも大変重要な提言であるが、これらの内容は、すべて、生活保護を「必要」とするようになったときには誰もがきちんとした内容の保護を受けられることを権利として確立していこうとするものである。そして、この日弁連の「生活保護法改正要綱案」のどこを探しても、論者たちにはまたしても残念なことではあるが、同法第一条が保護の対象者を「生活に困窮する」者に限定していることを憲法第二五条違反として問題視するような文言はないし、これを「すべての国民」に改正して普遍主義的な社会保障給付制度に転換していくことを提言するような文言も一切ない。緊急の提言としてはもちろんのこと、将来的な方向性の提言としても一切ない。

九、生活保護法第一条と資本家

話を戻そう。金持ちに対して「給付を受ける権利」を制限する生活保護法第一条は、資本家階級の基本的な人権を侵害するのだろうか。侵害するとして、いかなる権利をどのように侵害するのだろうか。

「給付を受ける権利」はつきりさせておきたいのは、ついこの前までは資本家階級であったとしても、資本家どうしの戦いに敗れてすべての財産を失い、収入の途をも断たれてしまったというのであれば、当然にも生活保護を受ける権利を有する、ということである。「てめえ、かつては資本家だったじゃねえか」という理由で差別することとは許されない。基本的な人権が保障されているとはそういうことである。憲法第十四条第一項が規定するとおり、「すべて国民は、法の下に平等」なのであって「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」によって「差別されない」のである。この第一四條は「包括的人権」といわれるものであり、あらゆる人権の基礎にあるものである。

だが資本家階級のままで、すなわち搾取を基礎に有り余る財産と収入を所持したままで、生活保護を受けることはできない。また、できないからといって基本的人権（生存権）が侵害されたことになるものでもまったくない。

考えてみれば、およそ社会保障とはこのようなものである。つまり、「すべての国民」が、「必要」とするときに「必要」な保障を「必要」な範囲で受けられる権利を有し、国にはそれを保障する義務がある、ということである。憲法第二五条が定めていることもそういうことであって、それ以上でもそれ以下でもない。「必要」とする者が「必

要」な保障を受けられないということがあつてはならないが、「必要」としていない者に「必要」でない給付をすることまで国に義務づけるものではない。資本家階級は基本的人權を侵害されてなどいないのである。

Bーの主張に共通 だが論者たちの憲法論からすれば、生活保護法はあきらかに資本家階級の権利を侵害する憲法違反だということにならざるを得ない。そして実はこの立場、すなわち、生活保護法を廃止して、「所得や財産が多いか少ないか、あるいは金持ちか貧乏人か等々」にかかわらず、すべての人に「平等」な給付を求めるこの主張こそ、ベーシックインカム主張そのものなのである。思い起こしていただきたいが、ベーシックインカムが提起された一昨年の大会議案では次のようになっていたのである。すなわち、「そこで、生活保護も年金も制度として一体化したうえで『ベーシック・インカム』を導入し、：：金持ちにも貧乏人にも：：月額一〇万円程度を給付します。」つまり、生活保護法を廃止することと、それにかえてベーシックインカムを導入することとは、同じコインの表と裏の関係にあるのである。

論者たちは「ベーシックインカムは研究課題」で逃げ切ろうとしているようだけれど、イロハのイの憲法論においていともあっさり馬脚を現わされてしまったので、書く方としてはおおいにとまどってしまったわけである。

「普遍主義」そして綱領の中期政策 本当はもう、ここで話をおしまいにしてもよいのだけれど、それではあまりにも論者たちに失礼なので、今しばらくその議論につき合つて検討を行なつてみよう。その際、おそらく論者たちは次のようなことを言いたかつたのであろうと推測させていたうえで進めたい。すなわち、当面、「最低保障年金」や「子ども手当」について、対象者の所得制限なしに一律に同額を支給するようにし、また、医療・保育・教育などの無償化についても所得制限なしで実施する必要がある、これら普遍主義的政策は、憲法第二五条をはじめとした基本的人権の当然の要請であり、また党の中期政策とも合致するものであつて、共産党・社民党・日弁連とも一致した考え方である、これら支給や無償化に当たつて所得制限を設けることは憲法違反であり、党の方針にも反し、共闘関係をも困難にするものである、云々。

以下、まず日弁連、そして共産党・社民党が、論者たちのいう意味での普遍主義を共有するものであるかどうかを検討しながら、論者の主張全体を検討していこう。

日弁連は「普遍主義者」か？

― 混乱の度を深める「普遍主義」(三) ―

十、「必要」とする人はだれもがもれなく

論者たちは、日弁連が「普遍主義」ないしは「普遍的」という文言を使っている二つばかりの「基調報告」やら「決議」を持ち出して、断片的な引用を行ない、「俺たちと同じだ」という。だが、以下見るように、これらで使われている「普遍主義」という文言は、論者たちのいうような意味で言われているものではない。論者たちが省略してしまっている部分については復元しながら、見てみよう。

たとえば、日弁連の「貧困と格差が拡大する不平等社会の克服を目指す決議」（二〇一三年）である。そこに「社会保険中心主義から転換した税財源による普遍主義に基づく医療・年金・介護」という文言がある。これは何のことであろうか。

ここでいう「普遍主義」は「社会保険中心主義」の対抗概念として言われているものである。どうということかという点、社会保険も「保険」である以上は「納付」と「給付」がリンクする。「納付」に応じてしか「給付」は受けられないのだ。国民健康保険であれば、滞納が一年を超えると保険証が取り上げられ、窓口では全額負担を強いられる。国民健康保険料を滞納している世帯は全国平均で一四・五%、うち保険証を取り上げられた世帯は全体の〇・九%、約一七万世帯に上る。国民年金も同様だ。未納があればその分将来の給付が減らされるし、六五歳前に障害を負ったときに受け取れる障害基礎年金が受け取れない可能性もある。滞納率は三一・九%だ。介護保険についても同じようなことが言える。滞納が一年を超えると、介護サービスを利用する際に全額負担を強いられる。滞納率は、さすがに賃金や年金からの天引き分に限ればゼロだが、普通徴収分を見ると一一・八%となっている。（数値は「平成二九年度国民健康保険（市町村）の財政状況等について」「平成三〇年度の国民年金の加入・保険料納付状況について」「平成二九年度介護保険事業状況報告書」による。いずれも作成は厚生労働省。）

つまり、ここで日弁連が主張しているのは、「医療・年金・介護」については、保険料を納めた人だけではなく「必要」とする人の誰もがもれなく「普遍的」に受けることができるように、税を財源とした制度に改めなければならない、ということなのである。そういう意味での「普遍主義」なのである。もう一度この文言が含まれている「決議」の表題を見ていただきたい。「貧困と格差が拡大する不平等社会の克服を目指す決議」である。資本家にも人権があるなどという「普遍主義」ではないのである。

十一、「必要としている人」にもれなく「普遍的」に

また、日弁連の「二〇一一年人権擁護大会」におけるシンポジウムの「基調報告」にも「普遍的」という文言が出て来る。この基調報告では、「生涯にわたる、もれのない人間らしい生存を確保し得る所得保障」と題して、人間らしい生存を確保し得るに足る最低賃金、失業中の所得保障、家族関係手当、最低保障年金、障がい者への年金、低所得世帯への家賃補助、などといったものもろの「所得保障制度」が列挙されたうえで、最後に次のような言い方がされている。すなわち、「さらに、生活扶助（我が国の場合は、生活保護の生活扶助）は、その他の所得保障制度の対象とはならない場合の所得保障として、あるいは、稼働収入や他の所得保障制度の補完的な所得保障として、ステイグマのない普遍的な制度として機能することが求められる。」

最後の方で「普遍的」という文言が出て来るが、まずはこの文言が生活保護制度について言われているということを確認していただきたい。（論者たちの断片的な引用の中ではこのことは伏せられている。）あわせて、この生活保護制度については、すでに日弁連はこの時点で前出「生活保護法改正要綱案」を発表しているということ、そしてその内容はいえ、生活に困窮する人ももしない人も「すべての国民」が受けられ

るようにしようなどというものではまったくなく、「生活に困窮する」にいたった場合には誰もがステイグマをいなく生活保護を受けられることを権利として確立していこうというものであったこと、こうしたことを想起していただきたい。

つまり日弁連がここで言おうとしているのは、生活保護制度というのは、低所得世帯に対する家賃補助も含むもろもろの所得保障制度をもってしてもなお捕捉しきれない部分を補完する最後の砦であり、保障が必要となった人をめれなく「普遍的」にカバーするものでなければならない、ということなのである。

総じて言えることであるが、日弁連にあつては、およそ社会保障制度というものは保障を必要としているすべての人を誰一人としてみれることなくカバーするものではない。論者たちのように、「金持ちも貧乏人も差別なく」などという意味で「普遍的」と言っているのではけつてないのである。今しがたの「基調報告」の中には「社会保障制度は、誰もが普遍的に享受できるものである」という文言もあるが、これも当然、必要な時には「誰でも」という意味であつて、必要があるうがなかるうが「誰でも」などという意味ではまったくくない。

十二、子は親と独立した一人の人格

ただ一点だけ補足しておく、日弁連は、子どもについては論者たちと一見やや近い議論をする。たとえば今の「基調報告」の中では、「保育・幼児教育については・・・利用料の応能負担を維持するだけでなく、その無償化を目指し」とし、さらには「子育て世帯に対する所得保障としては、収入の多寡を問わない普遍的な子ども手当制度を維持発展させる」、あるいはまた「子どもの保育や教育に関する普遍的な施策を拡充する」といった提言を行なっている。

背景にある考え方は、ひとつは、子どもを親とは独立した一人の人格としてその権利を認めよう、という考え方である。たとえ親の所属階級等がどうあろうとも子どもはそれとは別な人格であり、「将来においてその人間性を十分に開花させるべく自ら学習し、事物を知り、これによって自らを成長させること」を「生来的権利」とする主体である、ということである。(第二次教科書訴訟における東京地裁判決参照。)

もうひとつは、国連の「児童の権利に関する条約」を批准(一九九四年)したこととの関連で、「国」は「児童の養育及び発達」の「第一義的な責任」を負う「父母」等に対して「適当な援助を与えるものとする」ことが明確化されたことである。これは「国」の父母に対する責任であるとともに「児童」に対する責任でもある。

このように、子育て支援関係の給付ないし無償化は、親への援助の形をとるが、親とは独立した人格である子どもへの援助という性格をあわせ持つのである。一般に、教育の無償化や児童の医療費の無償化、さらには幼保無償化(ゆがんだ形ではあるが)が、税制の不公平をそのままにした状態でも比較的進みやすいというのは、こうした背景もあると言えるだろう。そして、日弁連が子育て支援分野において、「無償化」ないしは「所得制限のない手当給付」を提言するときも、その趣旨は、子ども自身の権利に主眼を置いたものであることは明らかである。

したがってまた、子育て支援関係において日弁連が「全面無償化」ないしは「所得制限のない手当給付」を提言したからといって、それ以外の分野における金銭給付等についてまで、同様の主張を「普遍主義」という言葉に込めて行なっているとは言えないのである。そのことは、ここまで見てきたことから明らかであろう。

共産党・社民党は「普遍主義者」か？

― 混乱の度を深める「普遍主義」(四) ―

十三、最低保障年金(財源は税)と幼保無償化をめぐる

「論者たち」と本稿の主張 次に、日弁連だけでなく共産党・社民党も俺たちと同じ二五条解釈だとする論者たちの主張を検討しなければならぬ。

まず、論者たちと共産党・社民党を比べる前に、論者たちと本稿の主張とではいったいどこがちがうのかを確認しておこう。そのうえで、共産党・社民党は、はたして論者たちに近いのか、それとも本稿の主張に近いのか、これを確認していこう。具体的題材としては、最低保障年金(財源は税)と幼保無償化を取り上げる。

論者たちと本稿は、ともに、累進的な課税の強化を財源として、一定の年齢に達したらすべての人が受け取れる最低保障年金の実現と、幼児教育・保育の全面無償化をめざす。しかし、その過程で財源確保と格差解消が不十分にしかできなかった場合はどうするか。本稿の立場は、一定以上の高所得者に対しては、何段階かを設けて給付の制限および無償化からの除外を行ない、それで浮いた財源を充てながら労働者階級の圧倒的多数を先行させる形で実施に踏み切るべきことを主張する。他方、論者たちは、そのような差別と制限を行なうことは憲法第二五条に違反する基本的人権の侵害になるとして、金額は少なくとも一律に同じ金額で値下げすべきことを主張する。および保育料を無償化はできなくとも一律に同じ金額で値下げすべきことを主張する。およびそういうことになるだろう。(ちがうというなら「指摘を」)

共・社は格差問題を重視 で、共産・社民両党ならこの場合どうするか。両党ともめざす目標は論者たちや本稿の主張と同じだろうから、問題は、財源確保や格差解消が不十分にしかできないときに具体的な対応を迫られた場合、どうするか、である。

一つのヒントになるのは、先の幼保無償化をめぐる両党の対応である。このとき両党は反対した。理由は、財源が消費税であること、待機児対策の先送り、無認可保育所の安全問題など、いくつかあったが、その中の一つに、格差拡大の問題があった。すなわち、比較的所得が高くて保育料が高かった世帯ほど無償化による恩典が大きく、格差が広がってしまう、ということである。両党は、一律無償化が進むことよりも格差が拡大することの方を問題視し、反対に回ったのである。

十四、幼保無償化のどこに「まやかし」を見るのか

さて論者たちならどうするか。『週刊新社会』の四月二日号にこの問題に関する清水英宏氏(本部政策担当中央執行委員)の論文が載っている。表題は「まやかしの『子育て支援法』(案)」と勇ましいが、中身を読んでみるとまるでニュアンスが異なる。

たしかに「今回の無償化案は所得の高い人ほどメリットが大きい」と述べられているが、それに続けて「そのため、待機児対策を優先すべきであるとの意見は多い」と、どこか他人事である。そして、この待機児対策の先送り以上に問題視しているのは、今回の無償化に際して、比較的「高所得」な住民税課税世帯の〇〇二歳児が無償化の対象から除外されるということの方らしい。つまり、所得による制限の存在（論者たちにしてみれば憲法違反）である。こちらの方は力をこめて「〇歳から五歳までの全ての子どもの保育料の無償化を求めていくことが必要である」と主張されている。待機児対策の問題も「待機児童が多く、しかも保育料の高い〇歳児から二歳児の保育料も無償化すべきであるとの期待も高い」というふうには、無理やり一律無償化の問題に集約されていくような主張構成になっている。表題の「まやかしの」というのも、つまるところ、格差拡大云々ではなく、この法案が一律で普遍主義的なものとなっていないということをお願いしたのであろう。

こんなスタンスでは、この無償化法案に対しても前のめりとなり、政府から「今後は全面無償化に向けても検討していく」程度の答弁を引き出したくらいにして、早々に「全面無償化に向けた一歩になる限りにおいて賛成する」などと言いついたたのであるまいか。これはけっして邪推ではない。こうした所得制限のない保育料の無償化は、兵庫県の明石市において、先行実施されていたものである（財源は公共事業費と人件費の削減）が、三年ほど前にここを視察した長南博邦本部書記長は、これを「制限的福祉から所得制限をしない普遍的福祉への転換」であると讃え、さらには、このように転換していくという課題は、党の「中期政策」を「補強するための骨格」となっているとして、高く評価するレポートをしたためているのである。

残念ながらわが党は国会に議席を持たない。だがこの問題に関するかぎり、そのおかげで、与党案に賛成するという醜態をさらすようなこともなく、勤労国民の信頼も失わずに済んだ。まさに不幸中の幸いであつたといわなければなるまい。

財政と政策の優先順位 また、論者たちがしきりに主張する〇〇五歳児全員を対象にした無償化というのは、実は韓国では先行実施されているものであるが、韓国では、保育士の待遇の悪さと必要な質の保証ができていないことなどから、保育所内の虐待が社会問題化し、出生率も低下して、無償化廃止論すら出ているという。社民党などはこうした例なども紹介しながら「社民党は、幼児教育・保育無償化の方向を目指しているが、財政と政策の優先順位に問題があることから、政府提出法案には反対した」（幹事長談話）と述べている。論者たちとのスタンスの違いは明らかであろう。

平等幻想の再生産

― 混迷の度を深める「普遍主義」(五) ―

十五、資本主義社会の政治と経済

次に、われわれが検討対象として挙げた第三点目を取り上げよう。

第三点目というのは、義務教育について「無償化」を規定した憲法や、医療や介護について「基本的に公費でまかなう」としたわが党の中期政策、さらには、定額基礎

年金については受給資格を「居住期間」のみとしてきたわが党の政策は、いずれもその権利を享受するに際して金持ちと貧乏人とを区別しておらず、「普遍主義」に基づいたものである、したがって、「普遍主義」に反対するということは、憲法や党の中期政策に反対するということである、との主張（反対派への反論）である。

われわれの主張 実はこれらの問題については、すでに、第一点目を検討した際の最後の方でわれわれの大まかな考え方は示してある。それを、教育・医療・介護・定額基礎年金といった、いまここで取り上げられていることから始めて、ざっくりと言いなおしてみよう。

まず、以下の部分については、おそらく論者たちもわれわれの言い分にさほど異論はないはずだ。（あまり自信はないけれど、たぶん。）すなわち、

われわれは、最低賃金の大幅な改善と、法人所得および個人所得に対する強度の累進課税等の実現とによって、所得格差の縮小を相当のレベルにまで到達させながら、教育については、すでに無償化されている義務教育に準じて大学までを順次完全無償化させなければならぬし、現在、社会保険方式で実施されている社会保障給付については、税を財源とする制度に切り替えて、医療や介護については必要とするすべての国民に無償で提供し、定額基礎年金についても一定の年齢に達して所定の居住期間を満たす者に対してはすべて同じ金額を給付しなければならない。云々。

だが、それに加えて以下のように言うならば、論者たちはたちまち異論を唱えるにちがいない。すなわち、

だが、強度の累進課税等が十分に実現せず、財源も不十分で格差も解消しないような段階においては、経過的措施として、高所得者層に対し、これら教育や社会保障の給付に際して、無償化の対象から除外して、サービスの利用に際して今以上の負担を求め、ないしは金銭給付に所得制限を設けるなどの措置を講ずるということも当然あり得るし、それによって調達した財源をもとに、労働者階級をはじめとした勤労階級に対する無償化ないしは金銭給付を先行させることも当然あり得る。云々。

政治的平等と経済的平等 これに対する論者たちの異論は、きわめて強固で原理的なものとなるだろう。なぜなら、給付において金持ちと貧乏人を差別することは、論者たちの認識からすれば憲法違反であり、基本的人権の侵害であるからだ。つまり、金持ちから受給権を取り上げるということは、彼らから選挙権を奪うにも等しいファッショ的暴挙となる。連合政府は、憲法を完全実施する政府である以上、そうしたことは、経過的措施としても、絶対に許されない。強度の累進課税によって生み出された財源は、たとえそれが高所得者への実質的な還付となろうとも、ぜひとも金持ちにも貧乏人と等しく給付されなければならないこととなる。論者たちの普遍主義は、文字どおり「主義」なのである。

つまり論者たちは、ブルジョアにもプロレタリアにも等しく「一票」が与えられているという「政治的」平等になぞらえて、「経済的」にも等しく「一定額」を配布することが「平等」になる、としているわけである。しかしこれは実に奇妙な話ではあるまいか。ブルジョア憲法は「自由」と「平等」を旗印として掲げるが、資本主義の

現実はその幻想性を白日の下にさらけ出す。たとえ「政治的」には平等であったとしても「経済的」にはけっしてそうではないということが不断に暴露されるのだ。そしてわれわれの任務とは、つまるところ、現実が行なうこの暴露に意識的に適応していくということ以外の何ものでもない。ところが論者たちはそのようにはせず、むしろ一定額の金銭を国民に「平等」に配布する制度を創設することによって、国民はたんに「政治的」にだけでなく「経済的」にも国家から「平等」に扱われているのだという「形式」を整備しようと夢中になるのである。いわば、資本主義の現実が不断に打ちこわしてくれる平等幻想を、わざわざ建て直し、打ち鍛え、再生産しようというのである。これは、もしも「普遍主義的な給付」なるものが実現したならば、実際にもそのようなイデオロギーとして作用していくことになるであろう。

党の具体的金銭給付政策の問題点

― 混迷の度を深める「普遍主義」(六) ―

十六、共産党・社民党と大きな違い

補足 ここで補足的に、党の掲げようとしている具体的な金銭給付政策のはらむ問題点についても、触れておきたい。

先にも述べたとおり、前回の大会で提案された第四号議案と第五号議案とは、採決されずに来るべき次回大会に持ち越しとなっている。これらは、それぞれ「当面」と「中期」との政策を示すものとなっているので、以下、援用するときには、議案の号を示さず、たんに、「当面」、「中期的」、等と記すこととする。(なお「中期」の方は、二〇〇二年大会決定の「私たちの中期的な政策―憲法を生かす連合政府をめざして」の補強案なので、連合政府をめざす段階の政策案ということになる。)

また、このほかに「参議院選挙七大政策」もあるもので、こちらは「参院選政策」と記す。

共産党・社民党と大きな違い これら政策を、共産党や社民党(以下一括するとき「両党」という)の政策(直近の参院選挙政策)と比べてみると、大きくは二つの点において違いが際立つように思われる。

第一には、やはり何と云っても、「一人ひとり」は給付を受ける権利において平等である」という文言が掲げられていることであろう。これは「憲法の社会権条項」を「一人ひとりの権利として具体化する」にあたっての「基準」として言われている。

そして第二には、子ども手当や最低保障年金(以前の中期政策では「定額基礎年金」といわれていたもの)などの**金銭給付の金額が、他党よりも具体的かつ高額で、しかも「当面」だけでなく「中期」という将来についても明示するようなかたち**になっていることである。

このうち第一点目についてはすでに検討したので、以下では第二点目について検討していこう。

金銭給付の額 まずわが党の掲げようとしている「子ども手当」である。この名称自体が民主党政権時代のそれを思わせるが、考え方もよく似ている。つまり、親の所得

には関係なく、年齢要件を満たす「すべての子ども」を対象としているという点である。金額については、「参院選政策」では明示されていないが、「当面」では月額三万円、「中期」的には月額五万円である。(ともに高校卒業まで。)

これに対して両党は、ともに「児童手当の拡充」という表現にとどまっており、わが党の突出ぶりが目立つ形となっている。(共産党の「拡充」の内容は「支給期間を十八歳までに延長」、社民党は「拡充」の内容を明記していない。)

次に「最低保障年金」である。わが党の場合、「当面」と「参院選政策」では月額五万円、「中期的」には月額十万円を提起している。

これに対し、共産党の場合は、わが党の「当面」と同じ月額五万円を掲げるが、それが実現した以降どうするかについては言及していない。また社民党は、「最低保障年金の創設に取り組み」云々とは述べているが、金額は示していない。

十七、共・社は現物給付を重視

こうしたがいほどから生まれるのか。その大きな理由は、両党の場合、金銭給付の充実だけでなく、それ以上に、まずは現物給付、すなわち、医療・保育・公共住宅・教育といった対人サービスや施設提供の方の充実と無償化(もしくは負担軽減)を強く求めている、ということである。

このことは、民主党政権時代の子ども手当に対する共産党の対応を見るとよくわかる。民主党は、公約では子ども手当月額二万六千円を掲げたが、政権奪取後、実際にはその半額の一万三千円から制度をスタートさせた。このとき共産党は、「現金を配るだけでなく、正規雇用を増やす、保育所をつくる、医療や教育費の負担を減らすなど、総合的な対策が大事だ」と批判した。しかしながら、金額が共産党の当時掲げていた月額一万円(当時の児童手当は三歳未満が一万円だったものの三歳以上小学校卒業までは月額五千円であった)という政策に近かったこと、手当受給世帯以外の負担増がないこと等から、賛成した。だが、半年後の制度改訂にあたっては、財源確保のために所得税の年少扶養控除が廃止されることによって負担増となる世帯が多く出ることなどから、保育所増設などの「総合的な対策」の強化を再び強調しながら、反対にまわったのである。

われわれは、現物給付(対人サービスや施設提供)の充実と無償化(もしくは負担軽減)を重視する両党の考え方は正しいと考える。なぜならば、医療・介護・保育・教育・住宅などの各分野で進む公的責任の放棄と負担の増が放置されたままで、金銭給付だけが拡充されていけば、それらの市場化にいつその拍車がかかり、結果、必要ときに必要な社会保障を必要だけ受けられることができるという人間として当たり前の権利が侵害されていくことになってしまうからである。

逆からいうと、金銭給付がいくら必要かということは、これら各分野における利用の際の無償化(もしくは負担軽減)がどれだけ進むかによって異なってくる、ということでもある。子ども手当(児童手当)の金額は、児童医療・保育・教育の無償化(もしくは負担の軽減)がどれだけ進むかによって違ってくるだろうし、最低保障年金の金額も、高齢者医療・介護の無償化(もしくは負担の軽減)・公営住宅の整備・電気

水道などの公共料金の値下げ等がどれだけ進むかによって違ってくる。

したがって、「当面」の政策として金額を掲げることは当然としても、わが党のように「中期」的にいくらにするかを今から決めるといふのは、実はおかしなことなのである。わが党の執行部は、金銭給付も現物給付も「両方の充実」が大切とくり返すが、もし本当にそうのように考えているならば、今から「中期」の金額など決められないはずである。なぜなら、「当面」の闘いによって、保育・医療などの現物給付の負担の改善が図られれば、その後の「中期」に給付されるべき金銭給付の額も変わってくるはずだからである。それをあらかじめ決めていふのは、たとえて言えば、三年後の春闘の要求額を今の時点で決めるようなものである。それは、そこまでの間は取り組みをしませんよという闘争放棄宣言に等しい。なぜそんなことになってしまっているのだろうか。

十八、はじめに結論ありき

今からすでに「中期」の金額を決めているというのは、実はこの金額は、現物給付の負担の改善状況とは無関係に、あらかじめ別な観点から設定されたものであって、それ自体を自己目的的に追求すべきものとして決められたものだからである。そして「当面」の金額の方というと、そこにいたる中間段階の金額として、半分程度の金額を設定しただけのものである。

結局はB-I この別な観点とは、あからさまに言えば、ベーシックインカムである。一昨年の大会では「月額十万円程度」と提起されたが、この金額は、二〇〇三年九月に、当時の党の社会保障委員会、女性委員会、政策委員会が合同で策定した『私たちの年金政策―試案―』における「新基礎年金」の「月額十万円」と同じであった。そして「子ども手当」の方はその半分の「月額五万円」に設定された。こうして設定された「中期」の「月額十万円」（「当面」は半分の五万円）とか「月額五万円」（「当面」は半分程度の三万円）なものだから、共産・社民両党の要求とかみ合わないのは当然なのである。そして、高齢者と子どもを対象としたこのような「所得制限のない普遍的な給付」をまず実現し、その間に「研究」を行なうなどしながら条件整備を図ったうえで、国民を対象とした「月額十万円程度」の「所得制限のない普遍的な給付」（ベーシックインカム）を導入していこうというのが、執行部の戦略なのである。

B-I 研究者の提案の丸写し このような金額の設定の仕方、さらには二段階的な導入戦略は、別に執行部の独創というわけではない。すでにベーシックインカムの研究者が主張ないしは指南していることであり、それにほぼ忠実にしたがっただけのものである。

たとえば、高齢者は月額十万円、子どもは月額五万円という設定は、わが国のベーシックインカム研究の草分け的存在である小沢修司氏（元京都府立大学教授）の論をほぼ踏襲したものである。氏はベーシックインカムの月額を八万円とした場合に必要財源試算を行ない、所得税率を一律五十%にすればいいとか、いや見直したら四五%だったとか、いろいろとおっしゃっておられる御仁のだが、月額八万円とした

根拠については次のように言っている、すなわち、「無業者高齢世帯」などの「稼働所得が見込めない方々」には「増額することが必要」だし、「逆に、子どもの場合は五万円とか六万円に減額することも考えられよう」が、「ラフな計算」として全員一律八万円で計算したのだ、と。わが党の執行部の金額案は、この「ラフ」にする前の小沢氏の考えがベースになっていることは明らかであろう。

また、まずは高齢者と子どもを対象とした「普遍主義的な給付」を行ない、そこから全国民対象の「普遍主義的な給付」に広げて行くという二段階的戦略は、現在わが国におけるベーシックインカム研究の第一人者とされている山森亮氏（同志社大学教授）の指南にそったものである。氏は言う、「私の感覚では二つの段階があります。子どもと高齢者については先行して、高齢者であれば生活に足る、子どもであれば養育に足る、一部でもいいですが今よりは大きい額で配る。これは一番実行の可能性が高い。その次の段階として、…一万でも二万でもいいから、全員に配る。」これと執行部の導入戦略との類似性については、特に説明の要はあるまい。

執行部の提案は、これら研究者の論なり指南なりを参照してそれに忠実にしたがったものではない。そしてそのことがまた、その究極的にめざすものがベーシックインカム以外の何ものでもないことを物語ってもいるのである。

おそらく今のようない方をすれば、執行部は、またぞろ「BIという偏見で見ないでください」（前回大会加藤副委員長）と言うだろう。だが、一昨年の本部執行委員会名で出された討議資料の中では、次のように明確に言い切っていたのではなかったか。すなわち、『最低保障年金』と『成人まで手当』はベーシックインカムの考え方を基に、年齢だけを制限した部分的ベーシックインカムです」と。それを、金額まで含めてまるまる同じもの（「成人まで」か「高校卒業まで」かだけが違う）を出してきて、昨年のもものは「ベーシックインカムの考え方を基に」した「部分的ベーシックインカム」だが、今年のもものは中身は同じでもちがうんです、ベーシックインカムという偏見で見ないでください！と言われて、「ああ、そうですね」と、いったい誰が納得するだろうか。

参院選政策で意思統一を　今わが党に必要なことは何であろうか。それは、若干の文言整理等が必要であろうが「参院選政策」の内容できちんと意思統一をはかることであると考える。ここでは現物給付の充実の必要がきちんと提起されているし、子ども手当については「保障」する、最低保障年金については「月額五万円」と整理され、共産・社民両党とも十分に一致できる内容である。（先にも指摘したとおり、共産党は「児童手当の拡充」と「最低保障年金月額五万円」、社民党は「児童手当の拡充」と「最低保障年金の創設に取り組む」。

党の団結の観点からも野党共闘の観点からも、それ以外に道はないと考えるものである。

十九、われわれは社会主義をめざす党

さて、ここまで本稿は、なぜ執行部は「普遍主義」やらベーシックインカムにここまでこだわるのであろうかという問題に関して、主には反対派への反論というかたちで述べられた「付随的」な三点を中心に検討してきたのであった。ここでは、冒頭部

で約束をしたとおり、執行部の主張の「柱」に立ち返り、これについてかんたんにコメントして本稿を終わりたい。

執行部の主張の「柱」というのは、およそ次のようなものである。すなわち、ワーキングプアや職にすらつけない貧困層がますます増えているが、こうした人々は労働組合も持たず、また必要な社会保障を受けようとしても、現行の選別主義的な社会保障制度では、申請や受給に当たつての財産調査などでさまざまな差別・いやがらせ・恥辱感が伴うがために、多くの受給漏れが生じてしまっている、こうした事態をなくするために、財産調査なしに、金持ちにも貧乏人にも無条件で一律的な給付を行ううにできない、そうすれば、受給漏れもなくなり、恥辱感を与えることもなく、必要な人々に必要な社会保障が行きわたるようになる、云々。

本稿もまた、圧倒的多数の労働者が労働組合を持たず、多くの人々が社会保障を受ける権利を著しく侵害されているという事実を認める。また、労働組合に属していたとしてもその多くはけつして本物の労働組合とはなっていないという事実も付け加える。だが本稿は、そうした事態を、何らかの新たな制度を「導入」することで解決してやれるとは思わない。なぜなら、労働者に社会主義を「与える」ことはできないし、労働者のために社会主義に「してやる」こともできないからである。「労働者階級の解放は労働者階級自身の事業」（第一インターナショナル規約）なのであり、それは「労働者階級自身の手でたたかいたらなければならない」（マルクス）ものだからである。

だからわれわれは、たとえどんなに困難でも、職場でも一人の仲間を作り、また未組織の仲間働きかけて組織を作り、弱者どうしがつねに励まし合いながら、資本および国家権力と闘えるようにともに成長していくしかないのである。そうするのは、そうした方がいいからではなく、それ以外には道がないからそうするのである。

（佐々木一雄・完）

◇ 編集部だより ◇

▽2020年1月15日号は、佐々木一雄氏の論稿を特集しました。

これは、読者のご要望により、『混乱の度を深める「普遍主義」』と題し、本誌No.1300号から1302号の3回連載をまとめたものです。

▽佐々木氏の論稿は、左記のとおり、No.1281号、1282号にも掲載しております。ホームページにあります。合わせてお目通しを。

No.1281（2019年2月1日発行）

加藤晋介弁護士の解釈改憲

―「社会権」をめぐるその奇抜な新説とベーシックインカム―

No.1282（2019年2月15日発行）

ベーシックインカム、普遍主義、「共生・共助」

―資本主義への責任追及を忘れた中期政策補強関連案―

▽ホームページアドレスは『旬刊 社会通信』バックナンバー―左記です。

<http://shakatsushin.cool.coocan.jp/mokujij/mokujij.html>